

## 中土佐町町有施設（旧鰐乃國の萬屋）活用提案 に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の目的

提案者の持つノウハウによって旧鰐乃國の萬屋（以下「当該施設」という）の有効的な活用を通じ、地域に根差す新たなビジネスの創出や地域経済・産業の活性化を図る。

### 2. 募集の趣旨

当該施設は、高知県高岡郡中土佐町久礼 6551 番地 8 に所在し平成 16 年度から令和 6 年度までの間、運営が行われていましたが、運営側からの辞退を受けました。今後については、受託者の持つノウハウを十分に発揮できる場所になるよう地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済、並びに地元産業の活性化を図っていく。そして、町有施設の有効活用を考え、町の中心部に位置している強みを活かし、広く町内外の人が接することのできる施設利用になるよう町内外の個人や団体事業者から「プロポーザル方式」で公募し貸付をしていく。

### 3. 対象町有施設

施設：旧鰐乃國の萬屋

所在地：高知県高岡郡中土佐町久礼 6551 番地 8

築造年：平成 16 年度

構造：木造平屋建て

### 4. プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告・募集開始（様式第 1～3 号）	令和 8 年 2 月 13 日（金）
(2) 質疑受付期間（任意様式）	令和 8 年 3 月 6 日（金）正午まで
(3) 質疑回答	令和 8 年 3 月 10 日（火）正午
(4) 提案書の提出（任意様式）	令和 8 年 3 月 16 日（月）正午必着
(5) 提案プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 3 月 24 日（火）
(6) 審査結果通知書発送（借受人の決定）	令和 8 年 3 月 26 日（木）予定
(7) 貸貸借契約締結予定日	令和 8 年 3 月 31 日（火）
(8) 貸貸借期間	仕様書のとおりとする。

### 5. 参加資格

- （1）町内外に住所または所在地を置く法人、任意団体及び個人。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (3) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年中土佐町規則第26号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (4) 町税・法人税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対する事を目的とした団体でないこと。

#### 6. 審査員の選定

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために町長・副町長・総務課長・まちづくり課長・農林水産課長を審査員とする。

#### 7. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663 番地1

中土佐町役場 総務課（財産管理係）

電話： 0889-52-2211

電子メール： somu@town.nakatosa.lg.jp

#### 8. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書（任意様式）を下記の方法により受付し、回答作成後に中土佐町ホームページにて公表する。

- (1) 提出方法 電子メールとする。（電話及びFAXは不可）

送信先： somu@town.nakatosa.lg.jp

（件名は「中土佐町町有施設（旧鰐乃國の萬屋）活用提案に関する質問」とすること）

- (2) 提出期限 令和8年3月6日（金）正午まで

- (3) 回答 令和8年3月10日（火）正午

#### 9. 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次の書類を提出するものとする。なお、提案書は各者1案とする。

- (1) 提出書類

ア) 参加申込書（様式第1号）

イ) 法人概要書（様式第2号）・・・法人のみ

ウ) 業務実績書（様式第3号）

エ) 提案書（任意様式）

サイズは原則A4サイズとする。（表現上の不都合がある場合はA3も可）

仕様書の事業内容に沿った提案とする。

オ) 予算計画書（任意様式）

施設及び敷地の使用料を支払いできる予算計画とする。

仕様書の事業内容に沿った提案とする。

カ) 規約・名簿・・・任意団体のみ

キ) 町民税・法人税完納証明書（課税がない場合は、非課税証明書）

ク) 昨年度收支のわかるもの

## （2）提出部数

6部（上記エからオまでを1冊の提案とし、正本1部・副本5部紙ファイルで提出）

加えて、電子データを電子メールで提出すること。

## （3）提出期限

令和8年3月16日（月）正午必着

## 10. 審査基準

以下の項目で総合的に評価のうえ決定する。

（1） 仕様書の内容や目的を十分理解した提案となっているか。

（2） 提案が現在の町の課題に向き合い、その解決に資するものであるか。

（3） 提案が町内の他団体等の模範となるものであるか。

## 11. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書に関し、審査員において次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

①実施日：令和8年3月24日（火）

※応募者数が確定した後に時間は決定することとする。

②実施方法：対面等による

③所要時間：1者あたり30分以内（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

## 1 2. 審査結果

審査の結果、最も優れた提案者を契約候補者として選定し、結果については審査結果通知書により通知する。

## 1 3. 契約に関する留意事項

- (1) 契約候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 町は第1順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合合意内容に基づく賃貸契約を締結し、当該事業者を正式な借受人とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、借受人に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、町は契約を解除することができるものとする。この場合、町は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
  - ① 提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合
  - ② 本要領及び仕様書違反、提案書と異なる事業を行った場合

## 1 4. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 借受人選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。